

| | | | |
|---------|---|------|---|
| 区分 | ■ 新規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市） | | |
| 種類 | <input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ） | 分野 | <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設 |
| 要望先 | <input type="checkbox"/> 国 | 担当省庁 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 県 | 担当部局 | 建設部 |
| | <input type="checkbox"/> その他 | 名称 | |
| 件名 | 18 盛り土などによる災害を防止するための実効性ある県条例の早期制定について | | |
| 提案市 | 長野市 | | |
| 提案要旨 | <p>令和4年2月17日～同年3月18日まで「長野県盛り土等による土砂災害の防止に関する条例（仮称）骨子（案）」に対する意見募集が行われた。条例の骨子（案）によると、法律で規制が及ばない行為への規制・指導を可能にするとともに、条例に違反した場合は罰則が科せられるなど、実効性が高いものとなっていることから、早期の条例制定を要望する。</p> <p>併せて、条例の遵守条項を盛り込んだ「土地賃貸借契約書」の標準様式について定めることを要望する。</p> | | |
| 提案理由 | <p>令和3年7月、静岡県において盛り土を起因とする土石流災害が発生し、多くの人命・財産が失われた。現在、国では法改正が進められているものの、即時にこのような事例を防ぐことは困難であり、自治体独自に条例を定める必要があるが、現在、県は条例制定の準備中である。</p> <p>また、盛り土を実施する事業者と土地所有者が結ぶ「土地賃貸借契約書」の内容が、新たに制定される条例と齟齬が生じないように、条例の遵守条項を盛り込んだ「土地賃貸借契約書」の標準様式についても定めるべきと考える。</p> | | |
| 現況及び課題等 | <p>国では、盛り土を規制する法改正を進めており、令和4年3月1日に危険な盛り土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部改正する法律案」（盛り土規制法案）を閣議決定した。</p> <p>しかし、危険盛り土への対処は緊急の課題であり、同法による規制区域の指定までに時間を要することや、具体的な基準が示されていないことなどを踏まえると、条例により早期に規制強化を図る必要がある</p> <p>また、盛り土造成地において、盛り土を実施する事業者の責任を問えないような土地賃貸借契約を土地所有者の認識がないまま締結しているケースも想定される。</p> | | |
| 関係法令 | 砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 都市計画法、森林法、農地法、宅地造成等規制法など | | |